

スーパーシティに関する重要な留意事項について(案)

令和2年7月 27 日

1. 区域指定に関する考え方

- 区域の選定に当たっては、おおむね「5分野」以上のサービスが提供されることを一つの目安とする。ただし、規制改革の内容、複数サービス間のデータ連携の内容など、その構想の内容によっては「5分野」という数に拘るものではない。
- 区域の選定に当たっては、大胆な規制改革の有無と、その実現に向けた官民の関係者のコミットメントの強さを、重要な評価要素の一つとする。
- 区域の選定に当たっては、課題設定、事業計画、技術など、構想全体をリードする「アーキテクト」の存在と役割も、重要な評価要素の一つとする。ただし、構想の企画段階から実現段階へと取組ステージが変わるに当たり、「アーキテクト」の交代もあり得るものとする。
- 区域の選定に当たっては、諮問会議における調査審議はもとより、様々な分野の専門家の評価を取り入れることとする。

2. 事業者選定に関する考え方

- スーパーシティ構想を支える主要な事業者については、区域指定の応募に先立ち、地方公共団体が、基本方針に示す考え方に従い、公募等により選定することとする。
- 地方公共団体が選定した事業者については、そのコミットメントや能力についても、区域指定に当たって重要な評価要素の一つとする。
- スーパーシティ構想に参画する事業者については、地方公共団体があらかじめ選定した事業者も含め、区域指定後にあらためて、国家戦略特区法に基づく区域会議の構成員とするため、内閣府が公募を行うこととする。
- 区域会議の構成員を選定するに当たっては、区域指定に当たって地方公共団体自ら公募した事業者に含まれなかった、新たな事業者の参画も可能とする。

3. 住民等の意向の確認に関する考え方

- 地方公共団体は、区域指定に応募するに当たり、住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等によって、事前に、住民等の意向の把握に努めることとする。ただし、後述する住民投票のような住民合意手続きまでは求めない。
- 区域指定後、設置された区域会議は、基本構想を検討するに当たり、関係者の会議への参画を含め、住民等の意向の反映に努めることとする。
- 区域会議は、基本構想を申請するに当たり、当該基本構想に対し、これに関係する住民を対象に、住民投票によって住民合意を得ることを基本とする。さらに、サービスや規制改革事項の内容に応じ、追加的に、住民等の意向の確認手続を行うこととする。
- グリーンフィールドの場合、事前の住民投票に代わり、住民となることが確定する時点で、住民投票に代わる、意向の確認手続を行うこととする。
- ブラウンフィールドの場合、住民投票において同意が得られたサービスについては、投票の対象となった住民が全員利用することを原則とする。ただし、他に選択肢が無く、どうしても区域外への移転を希望する者が結果的に生じた場合については、こうした者への支援などの配慮も検討すべきである。

4. スケジュール関係

- 地方公共団体は、区域指定への応募に備え、スーパーシティ構想を支える主要な事業者について、公募等による募集を、国家戦略特区法の施行後、本年秋に行うこととする。
- 国は、応募を検討している地方公共団体が、主要な事業者の選定を終わらせた段階で、本年末若しくは年明けを目途に、スーパーシティ区域の指定に向けた公募を開始し、遅くとも、年度内には区域を指定することとする。
- 指定されたスーパーシティ区域は、遅くとも一年以内に、住民の意向の確認も含め、基本構想を申請することを、目安とする。